

# 資料1の概要

## 1. 「勧誘」要件の在り方／第三者による不当勧誘

### ○「勧誘」要件の在り方

事業者による不特定の消費者に対する働きかけであっても、一定のものについては、そこに不実告知等があり、消費者がそれによる誤認に基づいて意思表示をした場合には、消費者契約法の取消しの規律を適用するという考え方について、どう考えるか。

<具体的な対応>

【A案】「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」という文言に代えて、「当該事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をするに際し」という趣旨の文言とする。

【B案】「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」という文言に代えて、「消費者契約の締結について勧誘（不特定の者に対するものを含む。）をするに際し」という趣旨の文言とする。

【C案】「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」という文言を維持し、解釈に委ねる。

### ○第三者による不当勧誘

① 消費者の事業者に対する意思表示について、第三者が不当勧誘行為を行った場合において、消費者が当該第三者の行為による誤認又は困惑に基づいて意思表示をしたことを、事業者が知っていたとき又は知ることができたときには、当該消費者がその意思表示を取り消すことができるという趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

（注）委託を受けていない第三者の行為が問題となる場合については、「勧誘」要件の在り方の論点の結論に関わらず、現行法の「勧誘」の規定を維持するという考え方もあり得る。

② 法5条1項の「消費者契約の締結について媒介をすることの委託」という文言に代えて、「消費者契約の締結について勧誘をすることの委託」という趣旨の文言とすることにより、同条項の適用場面を拡大することを明示するという考え方もあるが、この点については、現行法の解釈に委ねることとしてはどうか。

## 2. 不利益事実の不告知／重要事項／情報提供義務

### ○不利益事実の不告知（不実告知型）

先行行為要件（「利益となる旨を告げ」ること）を維持した上で、不告知の故意要件（「故意に告げなかったこと」）を削除する考え方について、どう考えるか。

<具体的な対応>

現行法の不実告知（法4条1項1号）とあわせて、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」という趣旨の規定を設ける。

### ○重要事項

法4条4項各号に限られないこととすべきという考え方をどう考えるか。

<具体的な対応>

【A案】法4条4項各号の事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」のほか、例えば、「当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件が有利であると認められる事情に関する事項」や「当該消費者契約の締結が合理的であると認められる事情に関する事項」等を追加。

【B案】法4条4項各号の事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を加え、同条項各号が例示であることを明示。

### ○情報提供義務／不利益事実の不告知（不告知型）

- ・ 契約締結過程における事業者の消費者に対する情報提供義務が問題となる事案のうち、契約の効力を否定すべきものについては、不利益事実の不告知（不告知型）において検討してはどうか。
- ・ 不告知型について、故意要件を維持した上で、先行行為要件を削除する場合、取消しが認められる故意の不告知の対象事項をどのように限定するか。
- ・ 情報提供義務を法的義務とした上で、情報提供義務違反の効果として消費者が事業者に対して損害賠償を請求することができるとする場合、情報提供義務の発生要件をどのように定めるか。